

第五十五回国会 建設委員會議 録 第二十三号

昭和四十二年七月十四日(金曜日)

午前十時三十二分開議

出席委員

委員長 森下 國雄君

理事 木村 武雄君

理事 砂原 格君

理事 廣瀬 正雄君

理事 岡本 隆一君

理事 天野 光晴君

池田 清志君

佐藤 孝行君

高橋 英吉君

野田 卯一君

渡辺 栄一君

井上 普方君

工藤 良平君

福岡 義登君

内海 清君

北側 義一君

出席國務大臣

國務大臣 西村 英一君

出席政府委員

近畿圏整備本部 次長 上田 稔君

中部圏開発整備本部 次長 国宗 正義君

建設政務次官 澁谷 直藏君

建設省計画局長 志村 清一君

建設省河川局長 古賀雷四郎君

建設省道路局長 養輪健二郎君

委員外の出席者

通商産業省化学工業局 課長 吉川 佐吉君

工業局 課長 熊本 政晴君

専門員

熊本 政晴君

第一類第十二号

建設委員會議録第二十三号

昭和四十二年七月十四日

七月十三日

委員井上普方君、勝澤芳雄君及び正木良明君辞任につき、その補欠として石橋政嗣君、八木昇君及び北側義一君が議長の指名で委員に選任された。

委員石橋政嗣君及び八木昇君辞任につき、その補欠として井上普方君及び勝澤芳雄君が議長の指名で委員に選任された。

同月十四日

委員森山欽司君辞任につき、その補欠として野田卯一君が議長の指名で委員に選任された。

委員野田卯一君辞任につき、その補欠として森山欽司君が議長の指名で委員に選任された。

七月十三日

国電赤羽駅西口広場開設に関する請願(濱野清吾君紹介)(第三三二五号)

七月十三日

下水道事業の早期整備に関する陳情書(兵庫県市議會議長長尾崎市議會議長明田謙二外十九名)(第三三二二号)

地方道の整備促進に関する陳情書(北海道・東北六界議會議長長宮城縣議會議長佐藤氏三郎外六名)(第三三三三三号)

主要地方道の国道昇格に関する陳情書(中国五界議會議長正副議長代表山口県議會議長吉井公人)(第三三四四号)

国土開発幹線自動車道の建設促進に関する陳情書(中国五界議會議長正副議長代表山口県議會議長吉井公人)(第三三五五号)

明石・鳴門連絡架橋建設促進に関する陳情書

(大阪府議會議長山本捨三)(第三二六号)

同(大阪府南区順慶町四徳島県人会近畿連合会 長岡田勢一)(第四〇五号)

東北縦貫自動車道の建設に関する陳情書(北海道・東北六界議會議長長宮城縣議會議長佐藤氏三郎外六名)(第三二七号)

除陽連絡道路網の建設整備に関する陳情書(中国五界議會議長正副議長代表山口県議會議長吉井公人)(第三二八号)

名古屋環状二号線の一部路線変更に関する陳情書(名古屋市長高町字西平部山早川正克外五百五十三名)(第三二九九号)

庭窪中学校前交差点に交通安全橋設置に関する陳情書(守口市議會議長秋田一雄)(第三三〇号)

中小河川改修事業促進に関する陳情書(中国四国九界議會議長正副議長代表徳島縣議會議長阿部豊)(第三三九九号)

公共土木施設災害復旧事業の早期完成に関する陳情書(関東一部九界議會議長常任幹事東京都議會議長大日向萬次外九名)(第四〇〇号)

公営住宅の標準建設費引上げ等に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長齊藤強)(第四〇一号)

道路法第三十五条改正に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長齊藤強)(第四〇二号)

市町村道整備費国庫補助増額に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長齊藤強)(第四〇三号)

救済土木事業の実施に関する陳情書(全国市長会中国支部長松江市市長齊藤強)(第四〇四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案(内閣提出第一一六号)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

建設行政の基本施策に関する件

提出第一一六号)

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案(内閣提出第一一七号)

宅地建物取引業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

建設行政の基本施策に関する件

○森下委員長 これより會議を開きます。

近畿圏の保全区域の整備に関する法律案、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案、右両案を一括議題とし、審査を進めます。

両案につきましては、前會質疑を終了いたしました。

これより討論に入るのが順序でございますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

まず、近畿圏の保全区域の整備に関する法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に賛成の諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○森下委員長 この際、ただいま議決いたしました中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に対し、正示啓次郎

第一類第十二号

建設委員會議録第二十三号

昭和四十二年七月十四日

君外三名から、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者の趣旨の説明を求めます。正示啓次郎君。

○正示委員 たいだいま議決されました法案につきまして、四派を代表して附帯決議をつけていただく趣旨を説明いたします。

まず、案文を朗読いたします。

中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の運営に当り、次の点について特段の考慮を払うべきである。

一、中部圏基本開発整備計画及び都市整備区域建設計画等は、地域住民の意見を十分集約して、早急に策定すること。

二、国は、中部圏内における都市整備区域等の建設事業及び保全区域の整備事業を円滑に実施するため、その財源の裏付け確保に努め、地方債の増枠、金融のあつせん等について適切な措置を講ずること。
右決議する。

この趣旨は、すでに質疑応答等において十分明らかにされたとおりでございます。何とぞ御賛成をいただきたいと思ひます。

○森下委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議について別に発言の申し出がありませんので、直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○森下委員長 起立総員。よって、本動議は可決されました。

西村国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○西村国務大臣 政府といたしましては、ただいまの附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、善

処をいたしたいと思つております。

ただいま議決いたしました二案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○森下委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○森下委員長 理事会の協議により、建設行政の基本施策に関する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。岡本隆一君。

○岡本(隆)委員 先日由良川の和知ダムの決壊に關しまして本委員会から調査団に調査をお願いいたしました。私も現地参加の形でもってその調査に加つたのでありますが、その調査報告が先日の委員会でもって提出されたのでございまして、その調査報告を見ますと、私から言わすならば少し隔靴掻痒の感がありますので、きょう少し和知ダムの決壊問題についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

参りまして和知ダムの決壊の様相を見ました第一の印象は、これはやっぱりいわゆる技術を信頼し過ぎた。ゲートは、アームとピンとのつなぎ目のところで十本ほどのナットで締めつけられておりますが、その左右両方のアームともがその接合部でもって根元から引きちぎられておる。——ただいま局長がお見えになりましたが、この間一緒に和知ダムを見に参りました。それでこの間の調査団の報告書を見ますと、原因についてわれわれがいろいろ論議いたしました。それについては全然触れていないのです。そのときに大体みんな

が決壊の様相を見て感じたことは、異口同音にみんなが言つておられることは、あれはどうも技術がおかした河川局の人、テンターゲートの人もある。いはまた河川局の人、テンターゲートは安全です、それでアームをピンがきちつと受けていれば絶対に安全なものなんだというふうに言つておられました。しかしながら、さいていよいよ決壊している現状を見ますと、アームがピンのところから、根元から引きちぎられておる。言いかえましますならば、圧力に耐えかねてゲートがぐつと下へ押し込まれて回転してアームと一緒に引きちぎられて飛んでいった、こういうことなんですね。だからどう見てもあれはダム建設の、ことにゲートをつくる建設の技術上のミスである。操作上のミスではない。少々操作を誤つたとしても、あんなことにはなるはずがない。だからあれは明らかに技術上のミスです。そうすると計算が違つていたということ。少々操作を誤つたとしても、向あるいはそれをささえる力、そういうものについての計算が違つていたに違いない。だからそういうような技術上のミスについて、ダムの構造が全然それに対するところの防御措置がないわけですね。言うなれば、そういうような技術上のミスがあれば、あとはもうノーブロードです。もうどう受けとめようもないというふうなことになる。おのがテンターゲートです。だから、言いかえましますならば、テンターゲートというものは、これは一つ間違つたら危険な危まりないゲートである、こういうことが言える。それが全国に現在六百もある。そしてまた非常に大きなダム、巨大な多目的ダムでも、上のほうはテンターゲートになっておるものもある。そういうことにならば、これはもう私は、あのダム二個の問題でなしに、テンターゲートを備えておるダム全体にやはりそういう欠陥が内包しておるといふことが言えると思ひます。

それではいままでのものをどうするかという問題が一つあります。すでに建造されたものをどうするかという問題が一つございます。もう一つ

は、これからつくる場合はどうするかという問題でございます。いままでのを改造するということがなつてまいりますと、これはたいへんな仕事になつてまいります。しかしながらあえてその防災装置を考へる必要がある。現在テンターゲートがついておるものについては、何かで破綻を起したときに、それについての防御措置を考へる必要があるということが一つ。もう一つは、これからつくる場合には、テンターゲートはつくりなにか、あるいはつくりなるとするならば、その技術の破綻に対するところの防御措置というものを何らか設ける必要がある、こういうふうな思ひをうたう。これはごらんになった、一緒に言つていただいた河川局長なりあるいは報告を聞かれた政務次官からひとつ御所見を承りたいと思ひます。

○古賀政府委員 お答えいたします。先日は先生わざわざ御視察いただいたたいへんありがとうございました。このテンターゲートが突然に破綻したことにつきまして、原因が那邊にあるかということにつきましては、建設大臣の許可を得てつくりました技術調査委員会が責任を持って検討いたしておりますので、原因の問題はしばらくおくとしまして、いづれにしても、岡本先生がおっしゃつたような技術上のミスなところはあるいは施行上のミスなの、その点まではつきりいたしておりますので、先生の御質問が冒頭にありましたけれども、その辺のミスはわりあい少ないのではないかとわれわれ判断しております。したがって、してきのう技術調査委員会が現地ゲートを見まして、これから引き揚げをどうするかということを検討いたしております。それで早急にそういうことをやりまして、具体的に一つ一つメンバーについて調査する必要があるというふうな考えますので、その辺は技術調査委員会の結果が早急に

出ることを待つております。それから、テンターゲートは従来から非常にたくさんつくりつております。したがって現在までつくりつたテンターゲートを、さらに安全に

二重安全装置をつくるというような御質問だと思
います。ゲートはそれが一度決壊したら非常に
被害が甚大なものになります。したがっていま
れわれとしまして、先生の御指摘の点をどうい
うかあいにしたらうまいか、あるいは、テン
ターゲートをつくりかえるとすれば、おそらく
まのテンターゲートをつくりかえるということ
困難だと私は考えております。新しく新しいは
安全装置をつくれれば、ローラーゲートないしは
込み式のゲートと同じような形になるのじやない
かというふうに考えますし、これらの問題につ
きましては、さらに詳細に技術的に検討してまい
りたいというふうに考えております。

それから、従来から建造されましたものにつ
きましては、われわれとしましてはただいまのと
ころいろいろ検討いたしました。自動車の例で岡本
先生おっしゃいましたように、たとえば定期検査
の励行等につきまして、今後十分動案いたしたい
というふうに考えております。

それから、これからつくるものにつきま
しては、構造基準的なものをつくりまして、これは河
川法の政令でも出すようになっております。したが
りましてダムについては比較的しっかりしたも
のがございますが、ゲートについては水門鉄管協会
の技術基準を使っておりますが、そういうものを
今回の事故にかんがみまして新しく検討いたしま
して構造基準をつくらせたいというこ
で、たゞいま建設省内に検討委員会を正式につ
くりまして、関係者を集めまして具体的に作業を進
めております。

そこで、その内容の骨子は、応力の問題とかあ
るいはアームのたわみの問題、たわみをどの程度
に押えるかという問題、いろいろ技術上の問題が
つきまといまいます。それから材質をどういうか
に指定するか、それから材質の検査をどういうか
あいな形で確認するのか、いろいろな確認の問題
まで含めまして、これをたゞいま検討しておるわ
けでございます。また、テンターゲートをつくる
限界の問題もわれわれは検討してまいりたい。た

とえば非常に高くなった場合テンターゲートが
アームが広がります。したがってそういういつた
ときにもどういふかあいに影響が及ぶのか、そう
いったことも検討いたしました。ある限度以上は
もつとしっかりしたゲートでなくちゃいかぬじや
ないか、あるいは限度以下はテンターゲートでも
いいというような問題もあるかと思っております。
その辺もたゞいま検討いたしておるところでござ
いまして、早急に結論を得たいと私は急がしてお
るわけでございます。

○岡本(陸)委員　そうするといまの局長の答え
であります。ある程度まではテンターゲートで
もいではないか、それ以上大きくなればロー
ラーゲートにしたほうが安全である、その限界を
どこに置くかということを検討してみたいという
ふうにおっしゃいます。そういうことならもう
ローラーゲートのほうがテンターゲートより安全
であるということを局長自身すでにお認めになっ
ておられる。いまの御答弁ではつきりそういう
ふうにお認めになっておられる。それならテンター
ゲートというものはやはり危険を内包したもので
あり、そういうものはつくらぬほうがいい。

ただやはりコストですね。結局費用の問題に
なってくるのじやないかと思っております。だからそ
ういうことになつてくると、経済性を第一に置く
か安全性を第一に置くかということについて、わ
れわれは慎重に考えなければいかぬと思つて、わ
す。建設するときに少々費用がかかったからと
いって、安もので、テンターゲートで済ませてお
く。しかしながら、一つそれが間違つたときにひ
どい被害が下流に及ぶというふうなことが起こる
のなら、テンターゲートというものはやめるべき
だ。またテンターゲートが非常に操作しやさいと
いうことから使われるとするなら、私が現地でも
申しておりますように、それを受けような、
テンターゲートのゲートに沿ったなを、歯どめ
のような役を果たす突出部をつくらなければ、つ
まり水門の幅をゲートの幅より少し狭くしてお
く、みぞにする必要はないと思つております。庄のか

かるほうにはなには要りませんから。だけれども
庄のかわらない、つまり下流の側だけ、もし少し
押されたときにすぐびしゃつととまるような装置
を一応してあげば安全になるのじやないか。私が
そういう意見を出しましたら、いやそんなことを
しても、アームが折れたらしわつてしまつてとて
もまたぬのだというふうなことを関西電力の人、
だれか言つておられました。しかし、もしもた
いとすればいいのであつて、だからそれがで
きないことは決してないと思つておられます。だ
かから一つ間違つたらすぐ吹っ飛ばすような非常なあぶな
い装置のテンターゲートを、いやもう技術上の計
算でだいいじょうぶなんですというところでテンター
ゲートで済ませているというところに、いま
だ——高いところで作業をやる場合には、事故が
起らないように必ずしもをつけて、足場を踏み
はずしたときに落ちないように安全装置をしてお
きます。結局高いところで仕事をすることにせう
うようなひもでくくつておくというのをしない
で、山登りするのだから、やっぱ二人三人が一
緒に行くときにはロープでからだをつないで転落
を防ぐということをやります。だからテンター
ゲートだつて当然そういうものがあるものと私は
思つておりましたが、現地に行つてみるとそれが
ない。そしてそれが必要ではないかと言つても、
いや技術上の計算でだいいじょうぶなんです、か
りてそういうような安全装置をつけたところ
に、わつて何にもありません、そういうことを
技術者は言つておられる。しかしながら、それなら
それに耐えられるような構造のゲートにすればい
い。どのようにも安全な装置というものはやろう
と思つておられる。結局安全性と経済性との兼ね合
いになつておられると思つております。

だから私はこれから基準を——この報告書に
も、現在作成中の構造基準というふうな表現が
ちゃんある。「また建設省においては今回の事
故にかんがみ、目下作成中のダム等の構造基準に
再検討を加え、」というふうな書いてあります

が、しかしながらこの間までは、こんな構造基準
はいまつくつておられる、現在作成中だというお話は
承らなかつた。それから急遽作成されるというこ
とでありますからそれらもついででございます。す
が、これの中に私がいま主張しているような、テ
ンターゲートならばこうでなければいかぬという
ことを必ず入れていただきたいと思つております。
いかがでしょうか。

○古賀政府委員　ゲートはダムの全体の事業費か
ら比べますとそうたいした額ではございません。
したがってゲートの経済性はともかくとし
て、私は安全性第一であるべきだと思つてお
ります。したがってその安全性を確保する
ためにどうするかという問題でございますが、あ
るいは先生のおっしゃつたような二重のロックを
チェックするというようなやり方もありましょ
うし、あるいはメンパー自体を強固なものにして
おられるという考え方もございます。そこでさうい
つた問題をどういふかあいにすることをお検討
いたしていただくわけでございます。もしもメン
パーが安全でしかも十分もてるということ、それ
から荷重試験等が現実でできて、たとえば工場荷
重試験とかそういうものができて、それが具体的
に証明されるということになれば、必ずしも私は
二重ゲートを設けなくてもいいのではないかと考
えます。そういういろいろな段階におけるテスト
をどうやるべきかということを真剣にいま議論し
ているわけでございます。

岡本先生のおっしゃいましたような、ゲートに
二重のロックを設けて、そこで折れたらそこでは
め込むということをしますと、これはいまのテン
ターゲートの特性である回転性が非常にいいとか
悪いとかいう問題のほかに、ゲートそのものが非
常に重くなります。たとえば全部荷重を、水圧を
切り込みの中にささえ持たなければならぬとい
うことになつておられるので、そうしますと普通のロー
ラーゲートのメンパーをつくると同じ大きさをつ
くらなければいかぬ。そうしてテンターゲートをつ
くつた場合の安全度を普通のローラーゲートの

が、しかしながらこの間までは、こんな構造基準
はいまつくつておられる、現在作成中だというお話は
承らなかつた。それから急遽作成されるというこ
とでありますからそれらもついででございます。す
が、これの中に私がいま主張しているような、テ
ンターゲートならばこうでなければいかぬという
ことを必ず入れていただきたいと思つております。
いかがでしょうか。

安全度のようにするか、その安全度を落とすかという問題は、これはやはりアームが折れた前提に立って考えれば、当然普通の安全度を持たすべきであつて、これはローラーゲートにしなければいかぬだろうというふうに考へるわけですが、

したがうして、そういう問題を全部一緒に解明いたしまして、ひとつ製作の問題、あるいは材料の問題、それから設計の問題、それから構造の問題、それらについて十分検討を加えまして、構造基準をつくりたいというふうに考へます。

○岡本(隆)委員 いずれにいたしても、先ほどこれが技術上のミスなのか施行上のミスなのかというお話でございましたが、なるほど力学的な計算の違いということも一つのミスであれば、あるいはまた施行上材質が悪かったとか、あるいはまたアームなんか設計どおりの強度のものが使われておらなかったとか、いろいろなものがあるといたしますが、しかしながら、そういうことはいずれにいたしても、だいたいようぶ、これなら受けられる、これなら安全だというふうな設計がされておつたのが、実際的には、結果的にはそれがだいたいようぶでなかつたというミスなんです、どつちにしても、そういう意味においては同じことなんです。だから、そういうような力学的な、あるいは技術的な計算できちつとだいたいようぶと思つていたことに破綻を起しちやつてい

るんです。それが破綻を起したときにばんと飛んでしまふというふうなことで、これは物騒きわまると思つて、だから、そういうことがあつても、なおかつ、もう一度何か食いとめられないような安全装置、こういうものがなくてはならない。だから、それは、いかなる方法でつくつていただきましたか、そういうことは専門家に任せます。よりしかたがありません。しかしながら、今度受けました下流住民の恐怖心というものは非常なものでございます。だからそういうものができなければ下流の住民は、もうあのダムを使うことは承知せぬと思つて、いまのままで、いやこれは検査したところが溶接が少しこの部分

では悪うございましたか、あるいはこういうこととでちよつとこういうふうなところが原因だつた、しかし他のゲートについては、これはだいたいようぶでございまして、こんなことを言つて、こわれたやつだけ直してもとのままで使おうたつて、これは絶対に下流は危ないと思つて、だからそういう意味では、何らかの形で安全弁というものをきちつと考へ、これならこうすれば安全でしょう、こういうふうにしてございまして、から、ということもきちつとやつていただかぬと、とてもこれは無理だと思つて、それはもう下流住民から文書が出ておつた。あなたもその要望書をお受け取りになつたと思つて、それで、安全が完全に確保されるまでは、このダムは使つてもらつては困るといふ申し入れがござい

ますが、これはしかし、この申し入れの趣旨に沿つてあなたも運営されるじやないかと思つて、それはどうですか。

○古賀政府委員 今回の事故は非常に与える影響が多うございました。われわれ自身も今後、そういう与えた影響を取り除いていただくように全面的な努力をしなければならぬというふうな考へております。これは一会社の事故じやなくて、それはもう全国に今後ダムの必要性が大きくなつてきますと、それらを施行するにあたりまして、そのダムが絶対安全であるというのを確認していただいて、地元の方々が納得いくまで確認してもらつたという段階を繰り返して、この事故に考へておられます。したがうして、この事故につきましては、非常に重大に考へておつたつて、今後ダム問題にそういう点からいろいろ問題が発生して、これはないかというふうな考へておられます。この原因究明並びにこれに対する対策につきましては、万全の措置をいたしたいというふうな考へておられます。

○岡本(隆)委員 その次に、この前の調査に際してわれわれがその中から指摘しなければならぬのは、やはり完工検査が完全なものでなかつた。その一つの一番端的な例は、警報装置が完成し

ておらないのに完工しておるといふ報告を一応検査官が出しておられるという事ですね。完工しておるといふことでありながら、当然その付属設備としてなければならぬ、下流のほうへワンタッチですつとあぶないぞという警報が発せられるべきはずの警報装置がなかつた。だから、現地の和知所長の話によりますと、目撃者が役場へ電話して、役場から有線放送でもつて沿岸住民に知らせたということですね。

それからもう一つは、ダムの人は、ダム内の警報装置があつたのかもしません。ダム内にありますと考へておりました。私はそれをあつたときに吹鳴させてみるべきだつたのです。しかし、少々ダム内にそこそこの大きな音を出すような吹鳴装置を鳴らして、ダムは相当付近の人家からは離れておるんです。だから聞こえたり聞かえなかつたやらわからぬ。町役場があれで何百メートルありますかね、そんなに遠くないのです。ところが、役場でも鳴つたのを知らない。それで、電話通報によつて知つたというふうなことでござい

ます。大野ダムのお世話になつて下流のほうへは警報装置を鳴らしたということもござい

ますが、何といつても、ダム自体にワンタッチで下流の沿岸に危険を知らせることができるような警報装置は完成しておらなかつたという事は隠れもない事実なんです。にもかかわらず、工事が完工しておるといふふうな報告を上へ出しておられるという点については、非常に検査の結果について不備があつたと言われてもこれはやむを得ぬと思つておられます。

だから、今後そういう点については建設省のほうもつと、この前の委員会でも申し出ておりました。いままです検査がおざなりに過ぎやしないか。だからやはり点検事項というものはきちつと整備して、こういふふうなものをきちつと点検しなければいぬというふうな、検査に於いての責任体制を明らかにするように私はほつていただきたいと思つておられます。いかがでしよう

か。

○古賀政府委員 御指摘のとおりでございます。われわれとしましては、警報装置が完全にできていなかつたのに完成とした——もちろん警報装置のかわりに警報車を四台準備しろということも指示してあります。しかし、ワンタッチでやるというふうな方法でやはり警報は伝達すべきであつて、完工検査でこのようなことがあつたことは非常に残念に思つておられます。したがうして、これらの検査の問題も責任を明確にし、具體的事実を確認して、はつきり安全であるということを確認して私は今後完工検査に臨むべきでございます。したがうして、ただいま検査のことにつ

きまして、いろいろ検査すべき事項、こういうこととは確認してから検査を終わったことになつたかぬというふうな検査事項、そういうことにつ

きまして検査を——それから荷重試験との関係もございまして、それらの問題も含めまして検査をどうすべきかということを検討いたしてお

ります。さような状況でございまして、これも早急に取らんとするようになつた。ただいま検討委員会を開いて検討いたしております。

○岡本(隆)委員 それから、洪水をやるということについて、京都府や関係の市町村に全然連絡がなかつた。そういう点について、京都府からも、あるいはまた下流の町村長も、不満を漏らしてお

りました。この点についても、やはり河川法にきめられておるといふところにこのダムの運営操作をやらなかつたところ、こういう不満の出る原因があつたと思つてございまして、これから後河川法をきちつと順守しつ——幾ら関西電力と

いう電気の大会社であつても、やはり法律は法律として守るという順法精神を持たすように関西電力に対して建設大臣からおしかりをして、今後絶対こういふことをいたしませんという始末書く

らいつておく必要があるのじやないか、こう思

います。建設大臣どうですか。いまお帰りになつたところで話がよくおわかりならぬかもしれません。河川法上いろいろ違反行為があるので、

そういうことについて、罰則を適用せよとまでは私は申しませんが、大臣あてに今度のことにについてはいろいろ不始末が重なり、ダム運営がルールでありましたから、今後そういうことはいたしませんというくらいのこと、一札わび状を入れさすくらいのことをおこなない、ああいう会社は今後どんどんダムをつくっていく、幾つかつくっていくうちには、なれてつい横着になるといふことがありますが、やはりこの際きちんとなたからおしかりおきを願わないといかぬと思うのですが、いかがですか。

○西村国務大臣 私もさように考えております。実は、向こうの幹部の方々も、一応私のところにお断わりに来ました。しかしこれは私から声をかけたものではございませんが、私はこの事故の重大性にかんがみまして、建設省の監督の方法もまた新しく考えるときも、業者の方々に対して警告を発したい、かように考えておるのでございます。

○岡本(薩)委員 それからもう一つ、この河川法改正の大きな課題は、やはりダム規制だったと思うのです。それでダムに関する特則というのが第三款にありまして、ダムについてのいろいろな規定がございますが、しかしながら、どうもいまから考えますと、この河川法はダムについてまだ少し甘かったです。たとえばダム建設の技術については全面的な信頼を置いておりますから、それについて河川法の中には、ダムというものはどういふものでなければならぬというふうな規定は設けなかった。ことにダムの安全性についての規定が入っております。操作の安全性については入っておりますが、ダムの建設の安全性という点については規定はございません。それからまた維持管理というふうな問題につきましても、現行の河川法では、たとえば定期検査をやるとか、そういうふうなことに法律ではききかめておらない。だから、河川の施設として非常に大きな施設であり、橋梁とか井ぎとか、そんなものをこえてあれだけ大きな施設で、一つ間違ったら大災害

を起こすというふうな河川の付属設備について、特別の管理、格段の配慮を払うような規定がもう一つ不十分なんです。だから河川法を改正して、ダムについてもつきつきし監督を建設大臣がやる。ことにこの間の大臣のお話のように、どうも発電用ダムについては通産省と共管のような形になっているから、どっちもが遠慮しがちで、監督がおろそかになるきらいがあったように思うというふうなことを大臣おっしゃいましたが、そのことがこれはもうたいへんなことだと思っております。やはり何といたしても治水というものを第一主義に置かなければならぬ。治水あつての利水なんです。だからその上で河川の付属施設の保安規程というものを、きちっとダムについても法制上つくっておく必要があるのではないかと、どんなダムでも建設大臣がきちっと安全性を管理するという体制を整っておかなければいかぬと思うのでございますが、建設大臣の御所見を伺つておきたいと思つております。

○西村国務大臣 私は、やはり河川法制定のときには、もちろんダムのことを考えておりました。ところが、それほど意識しておつたかどうかというの、単に河川法といへば、いろいろ権限の問題、その他重要な問題がありますから、ダムは重要でも、多少その辺にやはり法律上手抜かりもあつたのではないかと思つて、今回の事故後ますますダムはできていきますし、しかしながら今後ますますダムはできていきますし、今回の事故にかんがみましても、また将来建設のみならず、やはり年限がたてば腐朽していきまますから、それらの点も考えまますれば、案外思わぬところで事故が起らぬとも限りませんから、法律の体系は考えておられませんけれども、河川法の中ではなしに、施行令の中とかいふもので、これは非常にこまかい技術上の問題にならうかと思つて、利水用ダム検査の方法というふうなことは、本法を受けて、河川法のダムの安全性を受けて検査規程を詳しく入れるというの、やはり施行令か何かでやつたほうがいいのではないかと、これは本法ではなしに、施行令や何かを直してやるべきではない

か。ただいまそのように考えておりますが、なお検討したいと思つております。

○岡本(薩)委員 今度の事故は、異常な濁水が続いておつたその直後の事故であつたから、被害が少なかつた。その後現地を見に参りました私の友人の話によりますと、遭難した人の遺体のあつた場所が、大体その後雨が降り続いておりました。ダムの水がすつかりなくなつて、平水位に戻つたところ、少し増水しておるかもしれませんが、そこから一メートルくらい高いところにあつたといふこと。言いかえますと、その後雨に降り続いたときから二メートルくらい増水して、そこへ押し流されていくということが、その遺体のあつた位置から想像できるわけです。そうしますと、ダムの決壊によつて急にだつと二メートルくらい増水が一瞬にして起こつていふ。そうすれば、その後御承知のように数日を出でずして、一週間くらいですか、近畿のほうは大豪雨に見舞われました。由良川ももうほかの河川と同じように非常な増水をしておつたと思つて、それが一週間おくれしておつたといふことになつたと思つて、一週間後の日曜日であつたら、これはもう満ばいに増水しておつた。それでぼんとはねられた、そうすると二メートル一挙に増水してきたといふことになれば、付近の住家なんかも相当吹っ飛ばされておつたと思つて、そのことを考えれば、一人の犠牲が非常に多くの人の生命と財産のかわりになつたといふことで、その人は気の毒ですが、しかしこれは一週間あれの決壊が早かつたといふことが非常なしあわせであつたと思つておられます。

そういうことから考えてみますと、この河川法のダムに関する特則はだいたい不備です。これは私も検討してみますが、大臣もよくこれを検討していただきまして、たとえば水位、流量の観測とか、ダム操作事故の通報とか、ダム操作規程とか、記録の作成とか、いろいろのこまかいことをあげていきます。これよりもつと構造の安全性というふうなことのほうが大事です。しかしながら

らそういうふうなものが河川法の中にはないわけなんです。だから構造の安全性のための基準というふうなものがないわけなんです。だから、河川法の中にやっぱり——政令なら簡単に何でも国会の承認なしに何ほでも変えられるんです。また事実、どんなものをつくりますと、政令が変つてもちつともほくらにそういう報告はないです。いつの間にか政令が変つた。だけれども、法律である限りは、われわれが承知を必ずすることになるわけなんです。だからやっぱりわれわれのほうへ、こういうものをきちつとつくります。この程度のものにします。それでよろしいかというところで、国会の承認も経て。このダムの安全性というものについてもつと完全に整備するといふくらい心がまえを持っていただかないで、とにかく政令でちゃんとしておきますから安心できない。ダムの安全性確保のためには、これから後はこういう措置を講じます、こういうことを法律でもつてきちつとやつていただきたい、こう思つておられますが、重ねて大臣からお答え願ひたいと思つております。

○西村国務大臣 とにかく検討いたしますが、いづれにいたしましても、やはりダム定期検査というふうなことはやらなければならぬのじゃないか。建設のおりと、その検査すべき順序、それからあと定期検査ですね。これあたりはやらぬと、やっぱり相当ダムがあります。これがもし万が一のことがありましたらたいへんなことであるから、したがういまして、本法の中に入れるか施行法の中に入れるか、その辺を少し技術的に考えてみたいと思つて、かりに政令を出すにいたしましたも御相談してやりたいと思つて、しかし、でき得れば法律をもつてしなければいけません。定期検査をやるといふことであれば施行令ではいけません。やはり法律をもつてせなければいけませんから、いづれにいたしましてもこれはひとつ成案を得ましたら御相談をしたい、かように思つております。

○岡本(隆)委員 それでは次の質問に移りたいと思ひますが、通産省の方、見えていますか。

○森下委員長 窯業建材課長が見えています。

○岡本(隆)委員 最近、私の近くの久世郡城陽町長池というところがありますが、そこには関西一といわれる砂利山があるわけなんです。この砂利の採取をめぐりまして、ここ二、三年来非常に問題が出てまいりました。

まず第一には、交通安全上の問題であります。その次には、道路を破壊して困る。ことに雨の日には道路をめちゃくちゃにどろ沼にしてしまうというふうなことで、住民から非常な不満が出ておりました。しかしその範囲はまだがまんができて、最初住民がまんをいたしておりましたが、昨年あたりから出水のたびにたくさんのどろ水が流れてくるというので、だんだん洪水の心配をし始めた。あれは幾日でもございましたか、三日、四日前でございますか、この間の関西の豪雨のときに、百二十戸ですがどつぶりつかうたというふうなことでございます。その原因というのは、山砂利を掘って、大きな直径百メートルくらいあるような沼があるので、そこへ山砂利を洗ったところの水を流し込みます、そうすると、俗にこへ沈んでしまつて、上澄みは自然に外へ流れるというふうなことになるわけなんです。ところが今度の雨でもってそのなへ水がたまつておつた。それが軟化してどろどろの泥状のものになつておつた。そこへ豪雨がやってきて、それを洗い出したわけですね。だから、そのどろんこの水でもって二百戸近い住宅が床上までつかつて、どうにもならぬというふうなことが起こつてまゐつたわけですね。

いままでから、この砂利採取については、もうとにかく一日に何百台というダンブが狭い道路を通るものでありますから、非常な不満が起つておつたのです。これを何とかしてもらなければ困るという事を言つてまいつておるのでござい

ますが、砂利採取法は、これは残念ながら許可なしに届け出でやれることになつてゐる。だから、幾らどうあつても、市町村もどうにもならぬ。規制のしようがない。取り締まりようがない。それから府県もどうにもならぬ。通産省のほうへお願いしても、なかなか取り合つてもらえないというふうなことで今日に至つておる。しようがないから、道路にくい打とうか、そして土のう築いて一勝負砂利屋とけんかしようかというところまで議論が沸騰してまいつております。このまま放置いたしましたらあるいはそういうことが起るかも知れぬと思ひます。くい打つて、土のう築いて、それを徹夜で張り番して、そうして砂利業者を通さぬ。実行行使ですな。こういうところまでこの問題は発展しそふに思つておる。

だから、こういうふうな事態に対して通産省は、これはやはり地域の住民の迷惑を考へていただかぬと思つておる。これはあなたで答え願えますか。これはもうかなり懸案の問題であつて、ほんとうなら大臣か、来られななら政務次官でもいいから、来てもらわなければいかぬね。答えられるなら……。

○吉川説明員 いま先生の御質問でございますが、一〇〇%満足のできるようなお答えはできないけれども、だいたい八〇%ぐらい満足していただけるのではないかと、いうふうな回答はあるいはできるかと思つております。

根本的な対策として、現在の砂利採取法の改正を検討しております。今国会にはちよつと間に合いませんが、なるべく早く提出するつもりでやつております。

改正の大体問題となるのは、第一は、従来は砂利採取業者につきまして、監督上十分把握をしておいたけれども、砂利採取法が採取にまつた後、事後届け出制になつておる。なかなかに実問題としては業としての把握ができません。そういうことで、業としての把握をいたしますために、砂利採取業者の登録制というふうなことを一案として考へております。それから、採取につきましては事後届け出制をやめま

して、事前届け出制に切りかえる。

それから、一種の施業案の認可のよう形になります。公害防止計画を、そういうケースの起るような場合には、出させまして、認可制にいたします。その認可を守らない場合には公益保護命令を出すという形にしたり、それからもう一つは、現在砂利採取法の九条に、通産局長は公益保護命令を出せるというふうになつておりますが、その出せる要件が非常に限定的になつております。たとへば砂利の採掘、それから廃土の堆積によりまして公共の施設を損害する場合、それから付近の農林水産業等に悪い影響を与える、こういうふうな限定されておりますので、これを人身事故とか汚濁水の放流なんかも防止できるように改正することを現在案として考へております。

次に、城陽町ですか、この集中豪雨の被害につきまして、城陽町に何を言つても取り合つてくれぬというお話ですが、それはちよつと違ひまして、私どもこの問題はかねてから重要な問題として考へております。たとへば六月十九日にこの地区の砂利公害対策協議会というものを設けまして、大阪通産局で、地建、農政局、陸運局、警察、京都府、地元、城陽町、津田町、田辺町、それから防衛施設局の方々を呼びまして、現在の砂利採取法では不十分でございます、またそのほかの——これはよその省のことに関係しますが、農地法等によつても、あるいは森林法等によつても、それだけで十分きめ手となるものはないので、お互いに協力して、砂利で公害を起さしてのを征伐しよう、そういうことで協議会をやっておきます。それから、現地視察もたびたびいたしておいて、御指摘のように、穴があいていざ雨というときには非常なことになるじゃないかというふうな報告も来ております。それで、豪雨の前に、近畿砂利生産販売組合長に對しまして、この問題について、いざという場合には適切な解決をするようにも要請してございまして、それから、実は本日大阪通産局の商工部長が現

地の町へ参りまして、京都府、町の方々、それから業界の人たちを集めまして懇談会を開催しております。現在入りました情報では、田辺町におきましては道路が一部決壊したのでございまして、これは一応通れるようになっておるようでございます。

それから、城陽町につきましては、水は大体引いた、ただ、たんばにたいぶどろ水が入りまして、あと補償問題が残つております。

それから、自衛隊等の、長池の近所にある所でありまして、そのU字溝が埋まつたというふうなことで自衛隊にも連絡をしまして、その除去作業を現在進めております。

そういうふうにして、十分な御満足はいただけないかも知れませんが、通産省としてもできる限りのことをやつておるわけでございます。応急的な措置としてやつております。

○岡本(隆)委員 どうも八十点は出せぬと思ひます。それは四十点程度で落第ですわ。何を言つても、砂利採取をやるうと思へば許可を得なければならぬというところにしてもらわぬと困る。届け出たらどこでもできるということだったら強いものです。許可がなければやれないということだったから、これはやはり法律は守ります。私、これは砂利業者全体のことを言うのじゃないのです、しかしながら、砂利業者の中にはなかなかよくないのがいます。以前にも田辺町で——田辺町というのはその隣ですが、山から掘つてきた砂利を川のそば、堤防のそばで——堤防ですから河川の施設です。それを一部利用いたしましたので、そこで砂利を洗つておる。川の近くですと水が豊富ですから、井戸を掘つてそこで洗つておる。そのに、どろの微粉がどんどん付近のたんばへ流れ込んで、町や付近の農民が幾ら抗議を申し込みましても、てんで受け付けない。それで私が参りました、田辺に川の出張所のようなものがございます、そこの出張所長と一緒に話したのですが、もう居直つてしまつて、なかなか強いものです。それで、しようがないですから、私が、とにかく河

川敷を使うことはまかりならぬ、くいを打つてと所長に言つて、くいを打たせました。そのくいを抜いたら、君は公務執行妨害になるのだから……。それでもやめなかつたのを、警官が出まして、やつとやめさすことができたというふうなことでありまして、なかなかそんなもの、少々のならじや、道義とか、あるいは、いまおっしゃるような事前の届け出しにしたら、いじょうぶでございまして、そんなもの、そんなに、かきとどうしたつて、それは形式だけで、届け出と一緒にどんどん掘り始める。いや、もう困るぞと言つたところで、そんなものやめやしません。もう力づくで、その田辺の場合なんかでも、付近の農家が砂利公害対策本部というのを、その砂利を洗つて現場から百メートルほどの公民館に置いて、毎日農民が集まつて、場合によつたら、くわを持ってでも出かけようかというふうな険悪な空気になるが、来るなら来いというかまえて、どんどん仕事をやっているんです。そんなあなたがおっしゃるようなことで、これは簡単に規制できません。だから、どうしてもこれは許可制にならなければだめです。

あなたの方から、そういう許可制にしたいということが言つてもらえるだろ、言つてもらえなければ困ると思つてきよう来てもらつたのですが、お答えができないのなら、大臣が来られないなら政務次官を出してください。どうですか。

○吉川説明員 いまお話がありました許可制につきましては、たとえ登録制におきましても、登録の要件を厳重にするといったようなことで、許可と同じような効果も出し得ると思つたのです。ただ、そういうお話でございまして、許可制につきましても、登録制、許可制を含めまして検討させていただきます。

それから、幾ら事前の届け出制にしても効果が無いというお話ですが、今度の改正で考へておりますのは、要するに公害のおそれがある場合に、業者者に公害防止計画というのを出させるわけです。こういうふうにして、それをうちのほう

で認可するわけなんです。それで、それを守らないときには、公益保護命令というのを出しまして、それも守らない場合には処罰されるわけなんです。そういう規定を新しく入れますと、その効果がないというところは言えないと思つたのです。ただ、許可制につきましても、許可制というのは非常に法律上限定的になっておまして、特に危険なものを運ぶとかそういうふうなものではないと、なかなか法律上許可制がむすかしくなつておます。しかし、そういう点についても検討したいと思つた。

○岡本(隆)委員 許可制ですが、たとえて言えれば散髪屋さんでも免許制ですよ。許可を越えていまずよ、免許というものは、それから宅建業なんかでも免許制ですよ。こういうふうにある程度の何となく必要か、そういうふうな意味において、少しでも迷惑をかけないかぬというふうなものについては、その営業することについて免許なり許可なりが必要なものも当然なんです。別に砂利とることについては特別の技術は要らないかもしれない。だからそれは免許とまでは、大工さんが家建築するのには建築士の免許が要するというほどのことは要らないかもしれない。しかしやはり砂利採取業を営むということによつて、ダンプカーをどんどんとたくさん走らす。そうすると積載量を越えて積んだり、あるいはまたその労働者を、朝早くから晩おそくまで運転手を不当にこき使う。そういうことのために、過労で居眠つて事故を起す。こういうふうなことで、いま大きな世論の攻撃の的になつておる。言うならば砂利採取業者というのは、何と申しますか走る凶器とまでいふ言われしているほどの砂利採取業者です。これは経営の形態そのものが私は許可制であつて当然だと思つた。ことに、今度は掘る場所のいかんによつたら、学校のそばの畑の砂利を、農地の砂利をどんどん掘つたために、子供がはまつて死んでしまつたというので、一、二カ月前もこの委員会から調査に行きました。いま申しました長池の砂利採取

の現場でも、私は三、四年前に見に行きました。それはもう直径百メートルぐらいのどろ沼です。あそこへもしたれかあまつてはまつたら、どうしたつて抜けられませんか。あれはもう底なしの沼です。相当深いものが、何メートルの深さがありますか、あれに一ぱいになれば十メートル、二十メートルの深さでしょう。それがほんとうのぬるぬるなんです。だからそれが相当水分を含んでおつて、どろだけで、そこへどぼりどぼり入つたら、泳ぐこともできなければこれはそのままぬるぬると――映画なんかに出てくるいわゆる底なしの沼と同じです。そんな危険なものをつくつておるの沼になる。そこへあまつて子供でもころがり込んでおらぬ、どう救いようもない、救いに飛び込むこともできない。そういうようなものを現実にくつておるのです。それじゃそのあと始末をどうしろという規制も何もありません。それは永久にそういう形で放置されるのです。そんなものをそのまま残しておくようなことを許していいのかどうかということ。永久に底なしの沼を、それがいつそれへはまつて事故を起すかもしれないものを、あと復旧の規制もありません。どうしよう。だから、そういうことについてもきちんとした規制をして、やはりそういうものは何とか安全に始末してそういう危険地域というものをなくさなければならぬ。いま町の付近では野つぼというものが危険だということで、野つぼにふたをせよということを盛んに言われております。京都市あたりでも年々二百、三百の野つぼにふたをする予算を組んで子供を守るといふことをやっておられます。しかしその付近も砂利採取して平地になりましたら、それはまた住宅地として売られるのです。宅地化されるのです。そうすると、宅地の近辺に底なしの沼があるということになつてくるわけです。そういう危険なものがつくられつづつある。またそういうことをしておる業者をあなたのほうは登録制でよろしい、許可は要りません、これは私がおかしいと思つたのです。それだけなし

に、今度は業を営むのに許可が要る、採掘するの許可が要る、二段階の許可制にしてもらわぬと、許可をとつたらどこで掘つてもよろしいというのじゃ困る。また掘る現場をつくつたらそこでもつてここを掘つてよろしいかというところでも許可をとる。そしてそれには知事なり市町村長なりの同意が要る。非常なその付近の住民に影響のあることをやるのですから、通産局長の許可だけでなく、少なくとも知事や市町村長の同意、たとえて言えればその意見を聞かなければならぬとか、法律上どうというふうなことはあなたのほうも文章としてはできないかもしれません。できるならば知事の許可、そして市町村長の同意――同意といふは意見を求めるという形、同意というふうな形の制度をつくつていただかなければこれはわれわれ引き下がられぬ。だからもしそういうことを通産省でやらないならほんとうに現地でそういうふうな紛争が起つてくるかもしれないのです。だからあなたのほうでそんななまぬるい御返事はきようはちよつと引き下がられませんが、どうですか。

○吉川説明員 いま先生のおっしゃる許可の目的は要するにそういう危険防止、そういうふうなことを非常に配慮された許可だと思つたのですが、それにつきましてもさつき申し上げましたように、公害防止計画というのを出させましてそれを認可するという形になりますので、大体同じような目的は達せられるのじゃないか。ただ、これは業の許可ではありません。

それからさつき、穴があいて何もしておらぬというふうなお話なんです、いま農地につきましても農地転用許可というのがあるわけなんです。埋め戻しの条件をつけたらなんかしらしてありますが、農林省のほうと共同いたしました、通産省のほうに業者が確実に埋め戻しのできる資力のある業者かどうかというのを照会してもらひまして、うちのほうの判断をつけ加えて農地転用の許可をするように、近くそういう通牒を出す予定にいたしております。

〔発言する者あり〕

○岡本(隆)委員 いま木村理事も、こんな子供を相手にしないで人を見てものを言えと言っておりますが、局長と政務次官を要求してくださいます。——きょうは大蔵大臣は参議院、政務次官は商工委員会という事で、これはあらためてまた議論いたします。しかし局長はどうした。——それでは、あなた帰って宇野君にも局長にも報告しておいてください。

この問題は相当建設委員会でもやりました。この前神奈川県で学童が砂利とりのあとへはまって死んだという事故があって、調査に行きまして、それ以来建設委員会ではこれは困る。だからこの砂利採取法については何らかの形で法律改正をやらぬといかぬ、こういうあれが非常に強い。建設委員だけではないに、いざれ商工のほうにも話しておいて、法改正への運びが持っておられるとお思っておりますが、あなた方が考えておられるようなそんな登録制では絶対だめです。あなたのほうでそういう法案を出されても、修正いたします。そして、商工委員会で審査して取りまして、われわれのほうから共同審査を申し入れて、またそれぞれ党の国対、その審議会で協議しまして、これはどうせ修正いたしますから、同じ出されるなら、修正されぬような原案を出していらつしやい。そういう方向で来国会に必ず出す。とにかく砂利採取法の改正案は、来国会に出すという事は、間違いないです。

○吉川説明員 そういう予定にしております。

○岡本(隆)委員 それでは、そのときに修正されないような法案を出していらつしやい。われわれの意向はおわかりになったと思うのです。だから、そういう方向で法改正を検討されるようにお願いしておきます。

○吉川説明員 十分報告いたしておきます。

○岡本(隆)委員 それでは、道路局長来ておりますね——去年の夏、東北地方を私国政調査に回りました。そのときに、市内へ入った道路が込んで困るから、至るところでバイパスをつくってくれ

という要望が出ておりました。そのときに私痛感したので、結局国道を幾らつくっても、都市の近くに、すぐその国道に住宅やあるいは工場がとりつく。そしていつか街路化してしまふ。そうするとまたバイパスをつくらなければならぬ。こういうことになってくるわけなんです。だから都市周辺へバイパスをつくる場合には、やはり自動車専用にして、簡単に街路化しないようにやったほうが道路としての寿命が長い。一説には、そのことが町の発展になるのであり、地域開発になるのだ、こういう意見がございませう。しかしながら、そういう場合には、その道路にとりつけのランプをつくって、幾らでもその都市計画道路をつくって、町づくりはできるので、やはり国道という主要都市と主要都市とを結んでいくという方向の道路は、本来自動車専用として建設していくべきではないか。現在あるものの改良はやむを得ません。しかしながら、それを拡張するとかいう場合でなしに、新たに建設していく場合には、少し高くして簡単に取りつかないような方向へ持っていくべきではないか。建設大臣、これは聞いていただきませう。いままでの道路はいざ知らず、これだけ車がふえてまいりましたら、少なくとも国道級のクラスは——現在縦貫道路として自動車専用道路を建設しております。しかしそれ以外にも、たとえば名古屋—大阪に名阪が自動車専用道路で建造された。私は名阪がああいうような形でできたのを見て、なるほどこれは賢い方法だ。これから道路をつくるならこういう名阪形式でつくべきである、こういうふうには私は思つたわけなんです。今度はあちこちでバイパスをつくれというふうなことを言われた場合にも、やはり名阪形式でつくべきじゃないか。また、昨年委員会でも京都へもずっと視察にきてもらいました。京都—奈良間の現在の国道二十四号線、これが非常に詰まって困るから、新しくもう一本京都—奈良間に国道をつくる、こういうふうな計画ができてまいりました。その第一着手が、いま話の出ておりました城陽町でバイパスと

してつくられ始めるのですが、私は、最初からそういうふうな新しい道路を開発していく場合には、名阪形式にすべきではないか、こう思うのでございませう。これはこれからの日本の自動車道路建設の一方の方向として、名阪形式がずっと他の道路にも及ぶというふうな方向をひとつ出していただきたいと思つてございませう。これは大きな問題でございませうが、大臣の御所見いかがでしょうか。

○養輪政府委員 たいまのお話の、都市の周辺のバイパスをつくる場合には、自動車の専用道路でやったらどうか、その一つの方法として、鳥山から天理までの名阪国道というのが——これは自動車の専用道路で、用地は四車線をとりまして、現在は二車線で供用しておりますが、将来は四車線にする予定でございませう。こういう名阪形式でやったらどうかというお話でございませうが、私も、バイパスについては自動車の専用道路、こういうものが必要だと思つてございませう。東北に限らず全国至るところで、町の周辺、町の中で交通が渋滞化しております。こういうもの、解決とすれば、やはりバイパスをつくる。さらに広く言いますれば、道路の密度をもっとふやしていかなければならぬということだと思つてございませう。

このバイパスについては、いろいろ土地土地によりましてかなり趣が違つていましてございませう。われわれバイパスの道路をつくりまます構造上で一番考えなければならぬのは、一つの町が込んでいから、そこにバイパスをつくらうというふうな要望が出てまいります。これに対してわれわれ、その混雑を解消するためにどのくらい幅員の道路が必要か、まず推定するわけでございませう。どこの土地を通してそういうふうなバイパスをつくらうから、一番利用価値があるかということから、バイパスのルートをきめるわけでございませう。そのときにやはり問題になりますのは、そのバイパスの通るルートに沿道土地の利用がどうあるべきか、こういうことによりまして、ただいまの自動車の専用道路、これに当然農地でありま

すれば自動車の専用道路ということとは可能だと思つてございませう。また、その周辺が工場地帯、住宅地帯ということになりますと、やはりこれは将来街路化するという事でございませう。街路の形でやっていく。やはりこれは地平式になりまして、適当に取り付け道路を制限した形、その一つの方法が、区画整理その他で、将来の土地の利用に合ったような区画整理の方式かと思つてございませう。そういうことでございませう、やはりバイパスといつても、百億、二百億かかるような非常に大規模なものと、また十億以内でできる、小さな部落をちよつとバイパスをするようなものとありまして、その辺やはり土地の利用がどうなるか、将来の車の輸送の方法として、自動車専用道路みたいに輸送の用途の非常に高いものがここに要望されていまして、そういうことによつてバイパスの性格をきままして、自動車専用道路にするかあるいは街路的なものにしていくかをきめていきたいと思つてございませう。また京都—奈良につきましても、これはほかのいろいろの道路も、ほかの地区よりはさらに完備しております。やはりこういう地域ですと、いわゆる京都—奈良の通過交通を拒否するというのがまず第一の目的という事になれば、自動車専用道路というふうな構想が出てくるのではないかと、いふふうに考えております。

○西村国務大臣 正直に申し上げて、私はよくわからないのですが、事実いまだこに行つてもバイパス、バイパス——私も建設省に来るときからバイパスには少し疑問を持つた者の一人なんです。しかし疑問というのは、やはりバイパスじゃなしに、たとえば、東海道線にすれば、一本の東海道一号线では間に合わぬから、おつつけ二号线をつくらうというのではなから初めから考えておつたのですが、それではやはり現実の問題に間に合わぬから、あちらこちらの町をよけて通る。それがバイパス。もう東海道のみならず、この町へ行きましてもバイパス、こう言うのでし

て、実はいま非常に迷っておるわけですが。しかしながら、御承知のように、法律によって、皆さんの御協賛を得て、例の高速道路を全国にぶっ通そう。それは縦断的に、横断的にと言ふ。だから、将来、私は二十年も生きていませんが、二十年後には結局それが中心になるわけですね。しこうして、いまの一号線とかいまの国道というようなもの、これはもうほんの都市間をつなぐ地方道にしかならないという感じがするのです。しかしそれはあくまで恒久策でございまして、いまの生活には間に合いませんから、やはり応急策はどうすべきか。いまはやはりバイパス方式を専用にするか、あるいは、街路式にするのか。これらの点につきましては、いま局長もいろいろ地区的に言いましたが、これらの点につきましては、いよいよ五道にかかるといふような段階でございまして、十分その研究をして、これに取り組みたい。応急策は応急策としてやらなければなりません。今後ますますの都市もバイパス、バイパスという要求が非常に強くなってくるようなことは、これはもうどうも争えないように見受けまうが、せつかく名案がありましたら、ひとつ御協力を賜りまして、いい道路をつくりたい、かように思つて、検討をいたすつもりでございまして。

○岡本(隆)委員 国道の構造に歩道がないのです。だから非常に危険なんです。いなかでも国道が開かれる。近くに学校がある。子供が通学するのに、相当の高速で自動車が走りますので、国道がいまだいへん危険で、これは歩道をつけてもらいたいという要求が非常に多いことは、大臣も御承知だと思ふ。だから国道に歩道をつけるということに——国道にもできますか、街路にはつくが……。しかし、国道にも歩道をつけなければいよいよあぶないということが一つなのでございまして、したがって同時に、国道を相当長距離にわたつて新たにバイパスでもって改良をやるというふうな場合には、私はむしろ住宅を取りつかないような形式にして、人や自転車は地方道を利用して、国道は車専用にするというようにすれば安

全性が確保できるのではないかと、たとえて申しますと、国道一号線の枚方—京都間にバイパスがつくられましたが、全然歩道がない。だから歩く人は危険でしょうがない。それだけでなしに、今度は農家がリヤカーなんか引つぽつて国道を渡るうにも、ひっきりなしに車が通つておるものだから、簡単に農作物を運べないのです。だから国道で平面で突つ切られると、とても農作業にも困るというふうな声が農家からも出ております。そういう意味では少し土を盛つて下を農道が通れるようにしてやればなんでもすけれども、またそれは将来他の道路との交差上困るからということなら完全に立体交差にしなければなりません。しかし立体交差にしても、そうして上げておけば、将来そこは安全な道路として、国道でも使えるわけでありまして、そういう意味においては平面の道路をつくるということは、安もの買ひの銭失いということばがありますが、結局そういうことになりまして、大都市と大都市を結ぶところの道路というものは、これからは自動車専用にするというふうにして、地方の地域の開発はそれに取つつけるようなランブさえずおろせば、幾らでもその道路は利用できるものでありますから、そういう形で——こんなに車がふえましたら、いまの道路についての概念というものを私たちが変えなければいかぬのではないかと、国道と都市間を結ぶそういうような長距離輸送の道路と、それから地域の人のたちの利用する道路というものをはつきり分類して考える必要があるのではないかと、こういうふうには私は思ひます。だからこれから後の日本の道路行政の基本的な姿勢といひますか、かまえていひますか、そういうふうなものとして相当長距離にわたつて自動車が行くような性格の道路としてつくる場合には、自動車専用にする。

それでいま大臣がおっしゃいました国土縦貫自動車道路がありますね。それに肋骨の道路をつけて——もちろんこれからはそういうものとして開発されましようが、たとへばいま申しました、京都—奈良間は、どうも二十四号線が詰まるから、

もう一本新しくつくろつてという新京都—奈良国道にいたしまして、これはいわばその縦貫自動車道に対する肋骨の一部のようなものになる性格を保持しては行かぬ。国道二十四号線を、現在の平面の国道からそれと並行して、もう一本京都—奈良間に道路をつくるということになれば、京都をたずねた観光バスがどんどんそのまま——現在では二十四号線を利用して奈良まで行くわけですね。そうすると、春と秋には観光自動車でもって国道二十四号線が一ぱいになるのです。それで転覆して東京の何名か死んだりした事故も去年かおととしにございまして、観光バスでもって一ぱいになるといふふうなことが、だから日曜日なんか詰まるといふふうなことが、これはオーナードライバーの遊山のレジャー自動車ですね。これで詰まるといふふうなものも全部自動車専用道路で、すいすい快適に走れるというふうにする。ことと一緒に、地域の交通安全、いろいろな面から、同時にせつかくつくつた道路は寿命が長くなくてはいかぬと思ふのです。つくつたわ、すぐそこでどどどと工場や住宅が進出してきて、それに飛びついていってしまった。結局街路的な性格になつてしまつて、またなかなか走れない、こういうことになると現在の事情であります。

たとえば阪奈道路をいつか視察に行きました。たどると、堺あたり、岸和田あたりから北に参りますと、ストップ、ストップでどうにもならぬじやないですか。道路は広いが、もう一キロも行かぬ。五百メートル行けばストップ、また五百メートル行けばストップ。結局ずつと和歌山から上がつてきて、岸和田あたりまではわりあい早く来れるが、それから先は、どうも市内へ入るのに一時間も二時間もかかつてしまう、こういうことになるのです。だからそういう意味では、あれがそういうものとして同時に開発されておりましたら、すいすい大阪まで入れると思ふのです。

だからこれから後の道路建設のあり方ということでは私は申しておりますので、それまたせつかく

これから京都—奈良間の新国道をもう一本開くということであれば、やはりそういうふうな形で建造していただくのが本筋ではないか。こういうことで、いま大臣に意見を申し上げておりますので、ひとつ十分御検討を願つたら、新しい方向を——もうここまでまいりましたら、日本の道路行政も新しい方向に進むべきではないか、こう思ひますので、ひとつ御配慮をお願いしたいと思ふのです。

○西村国務大臣 道路局のほうも最近はどうも気がつきまして——気がついたというのは悪いのですけれども、とにかくやはり人道というのか、歩道というものを日本の道路の場合には十分用意しなければならぬ。これは新聞でもいっておりましたが、道路の中だけ舗装して車を通らせるけれども、その端のほうには舗装してない。そのままにほつたらかしてあります。したがって、人道もないのであります。しかし日本の現状としては、まだ全部が車を持つてはありませぬから、やはり人道と車道とは結局同じレベルで考えて、むしろ人道に対しては用意を十分しなければ事故が起るわけでありまして。その点は、正直に申し上げてちよつとやはり、あまり車がなくなつたから、車を通すことの方に重点が置かれておつたようにも見受けられるわけでありまして、これはよくよく局長からも人道をつくる、人道をつくる、こう言つておられますから、つくと思ひます。まあ鉄道における客貨を分離したように、やはりほんとうは、原則は車道、歩道分離の原則がいひんでしよう。したがらぬ限り、それはやはり、ところによりましては専用車道というものが要る。いまの阪奈のごときはやはりこれは車道、専用道路がなければいけません。一級国道もこれはどうも今後は気をつけまして、一級国道もこれはどうも歩道はつけなければならぬ、人道はつけなければならぬ、かように考えておられますから、十分研究いたします。

○岡本(隆)委員 もう一つですね、大臣にもお聞き願つておきたいんですが、いまからもう数年前

でございましてけれども、国道二十四号線が伏見でもって北へ上がれないようになりまして、ときに、私は疎水を使いなさい——京都に疎水というのがあるのは御承知のとおりだと思ひます。疎水を使いなさい。あれは私たちの子供の時分には、あそここのところを船を引っぱりまして、船頭が、まきや石炭、炭、米といった重量の荷物を積んで引っぱって上がつたものです。結局物資の輸送路だったわけですから。いまでは京都の飲料水、工業用水、都市用水を運ぶ、大津—京都間はそういう水路になつておりますが、京都から南は公共下水路の役割りも果たしてはおりますが、しかしその役割りもあまり大きくないのです。だからそういう意味では、私は本来の使命に返して、やはり下へ下水道や工業用水の土管をいけて、上を国道二十四号線を通すべきではないかという事をずいぶん主張いたしました。ところが、建造費が高つく。つまり道路をつくる前に工業用水や下水道の投資を同時にしなければならぬから、とても高くつくから困るという方向で、当時ではさたやみになりました。しかし、いま工業用水や下水道の問題がこれだけやかましくいわれておる時代に、しかもちようど京都ではその部分にいま下水道がまだできていない。だからちようど下水道幹線を下へいけるのにも私は役立つと思ひますし、だから建設省でもそういう方向でものを考えていただいたらどうか。それで現在では国道二十四号線は、局長も御承知のように最上から竹田街道へ抜けるという事で始まつております。しかし竹田街道へ抜けてから後の方針についてはまだ固まつていない模様で、いろいろお聞きしまして、なかなかおしやらない。竹田街道を使つて、それを広げて市内へ入るのか、あるいはもう一本、新京路—奈良国道ですね、それをつかつてそれに取りつけるかということについてはまだ方針がはっきり固まつていない模様であります。京都市と建設省との間にどういふ話し合いがあるのか知りませんが、あるいはおそらく京都—奈良街道をつくるということになりましたら、そ

れへ取りつけていくことになるのではないかとと思ひます。しかしこれもなかなか用地買収費その他にお金のかかる仕事であります。むしろ疎水であれば、まあ関西電力の発電所がありまして、その補償が大きな問題でもありますが、この間、関西電力の和知ダム事故でございましたときに、あなただけのほうであまり高う吹けたらどうか、で、むしろ京都市に寄付してくれたらどうか、と副社長に申しておりますが、しかし、関西電力としてはそんなに高い補償金を要求するつもりはない、こういふようなことを言つておりましたので、一べんこれは建設省のほうでも近畿地建のほうで検討をさして、いまのような案をもう一べん考えてみる気はないか。もう一べん検討される必要があるのじゃないか。そういたしますと、いま行き詰まつておる先ですね、疎水の中へ、底へ入りまして、立体交差ですと市内まで国道一号线まで入れるのです。それはもう交通安全からいって、ずいぶんスピードも違ひますし、少々川のごとでゆがんでいまして、まっすぐでなくとも、そう高速で走る必要はないです、むしろ町で子供がいつ飛び出してくるかかわらぬところを心配しながら走つていけるよりも幾ら安全か知れませんが、もう一べんこの案を検討していただきたいと思ひますが、いかがでしょう。

○養輪政府委員 たいだいまの京都の疎水を道路にしたらというお話でございますが、私、実はもう一年半くらいになります、地建で調査した結果もございしますので、現地を歩いてみました。疎水を埋めることそのものは、その機会にその下に都市下水その他を入れればできるかと思ひます。一つの困難性は、あそここの疎水をまたぎます国鉄、私鉄の本数が非常に多くなつております。こういうものの立体交差をしなければならぬといふことになりまして、やはり全体を高架構造にしなければならぬんじゃないかという感じがございします。(岡本隆)委員 底にいけると言ふんでは、(と呼ぶ)それと、高架にいたしますと、必ずしもいまの疎水を埋めなくてもある程度盤面を狭める程度であるいはできるかと思ひます。それとやはりいまの——ちよつと資料がないのでございしますが、五条通りか七条通り、あの辺に行きまして、それだけの交通量のものをおろしましてこれを一体あそここの周辺でさばれるかどうか、この辺についてもう少し検討が要るのではないかと、いふに考えております。またあそここの道路を高架構造にしますと、これは四車線はとれると思ひますが、高架構造にしますと、非常に周辺に民家がございまして、それとあまり離れてないような感じを受けてきたわけでございます。またいまの疎水を埋めましてやりますと、これは四車線、十四メートルの道路はちよつと幅が狭いように思ひます。多少広げなければならぬような気がいたします。その当時、私ははっきりこまかい数字を覚えておりませんが、高架にするのと、疎水を埋めて平面の道路をつくるのと、ほとんど工費はそう大差がないように記憶しております。

また、二十四号線を将来どうするかにつきましてもいろいろいま検討中でございます。例の堀川通りから下りまして大久保のバイパスにつけるといふのが大体二十四号としての将来の姿ではないか、また、京都市内で見ますとやはり将来の交通もふえますし、疎水を使うような形で鴨川沿い、一つの内環状みたいなものが必要ではないかといふふうにも考えておられて、広く京都市内の街路計画をどうするかといふことの環でいまの計画検討を進めていきたいと思います。

○岡本(隆)委員 まあこれはもう一度私は御検討を、そういう気持ちで、ひとつやってみようという気持ちでもう一べん再検討していただきたいと思ひます。いま局長は高架にするというふうなお考えのようでありましたが、高架にすれば金がかかる。むしろ、両側まだ水を通さないのなら、もつと掘れます。船頭が歩いてた幅だけ掘れるのですよ。またもし橋梁でもかけるということであれば、もつともつと掘れます。だからそういうふうにして広げること可能でありますし、そしてまた相当の広さを持つております。そこをすつと通ればいいと思ひます。だからそういう意味では、もう一べん地建のほうで、少し調査費をつけて検討してみようことをぜひお願いしておきたいと思ひます。

以上で終わります。

○森下委員長 それでは、これより宅地建物取引業法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、これを許します。

野田卯一君。

○野田(卯)委員 今回宅地建物取引業法の一部を改正する法律案が提案されましたが、宅地建物取引業法は昭和二十七年に制定されましたが、その後五回の改正が行なわれ、今回六回目でございます。その五回の改正の中で、ただ一回だけきわめて簡単な改正が政府提案でありましたが、その他は、本法が初めてできるときも、その後の改正も全部議員提案であります。これはどういふわけで議員提案になつたかと申しますと、業界の人々が、何とか不動産の取引業界を肅正したい、そして秩序ある取引をし、世間の信用を獲得したい、こういう熱意が盛り上がつてまいりまして、それが議員提案という形で出てきた、こういうふうないきさつがあるのであります。

(委員長退席、廣瀬(正)委員長代理着席)

どちらかと申しますと、建設省側としてはいつも受け身である。事柄がなかなかめんどうでございますから、建設省のほうから進んで取り上げないで、むしろ業界のまじめな分子が立ち上がつて、それが国会を動かして議員提案として出てきた、こういういきさつをたどつております。

今度は相当重要な改正案であります、それが政府提案でなされておるといふことは初めてのことであります。建設省もようやく、この問題について自分から立ち上がつてやろうという前向き姿勢を示されておることはわれわれの喜びと

するところであり、また当然そうあらねばならぬ、かように考えております。

こういうことを申し上げましたのは、この業法というものは、業界の人々を取り締まる法律な

のです。それを政府のほうから出さないで、業界から出してやるということについて、これまで

いぶん疑問を持たれたことがありますが、どうい

うわけで自分を縛るようなものを、自分から国会を通じて出すことを希望するのか、こういうこと

でございましたが、これはいま申しましたように、業界のまじめな分子が、どうしても業界の秩序を

正さなければならぬという熱情に燃えてやってき

た。この気持ちは、今日でも依然として存在して

いるというところを、ひとつまず建設大臣がお認め

願いたいと思っております。業界の人々の中には、非常

に悪い者もおりますけれども、まじめに業界の運

営をしていきたいという者がたくさんいるとい

うことですね。この事実をまず認識をしていただき

たいと思います。こういうふうな観点に立つて、私、数点お尋ねしたり希望を申し上げたいと思

ついで建設大臣あるいは建設省としては、資力、信用という点をどう考えていられるか。免許する

場合に、その業者の資力、信用というものに対し

てどういうふうな考えを持っておられるか。この

点をまずお尋ねしたい。

○志村政府委員 お尋ねの資力、信用の点でござ

います。宅建業法の四条四号に「免許の申請前

二年以内の宅建建物取引業に不正又は著しく

不当な行為をした者には免許してはならぬとい

う規定がございす。かような不正あるいは著しく

不当な行為に該当するようなことは、業者の態度

にもよりますが、同時に、資力あるいは信用と

いったものによるわけでございまして、こういう

規定を十分活用いたしまして、不正、不当の行

も、資力、信用のないものに許せば、将来どんな

ことが起こるか分からないというところは、これは

もうだれでもおわかりになると思う。したがいま

して、この資力、信用というものを確かめる、そ

うして将来そういうものがないものが業務を営ん

で、顧客に非常に悪い影響を及ぼすというよう

なことはないように、特段の配慮をしていただき

たいというところを、いまは、この四号の適用にお

いて十分考えられるような当局の御説明もござい

ましたが、その辺を十分くふういたしまして、こ

の点を特に注意していただきたいということを希

望申し上げる次第であります。

次に、いまお触れになりましたが、営業の保証

あつたらこれをお述べ願いたい。

○志村政府委員 ただいま手元に数字を持ち合

せておりませんが、大体業者の数が四万ござい

ます。四万につきまして、本店だけで十万円とい

たしまして四十億になるわけでございますので、

支店等を合わせまして、五十億程度の金になる

かと存じております。

○野田(卯)委員 いまお話がございましたよう

に、四十億ないし五十億という金が現に積み立

てられているわけですが。しかし一人一人にとつ

てみると、十、五万だから非常に零細なものに

なると、取引の額から見ると、非常に零細なもの

になります。保証のほんとうの目的を達してい

たが、この規定によりまして、不正、不当の行

為のないように監督をし、それに伴いまして、も

しかような行為があつたならば一切免許をしない

というふうなたてまえにおきまして、資力なり信

用のめだにするということも考えておるわけござ

いす。

また同時に、現行法におきましても、営業の保

証金の規定がございす。これに関しまして、も

果次の改定によりまして、主たる事務所につ

いて十万円、従たる事務所については五万円、しかも

その限界を設けないというふうなことに等しい

として、そのような営業保証金を納付するとい

うなことにございす。一種の資力、信用の判

定の助にすることをいふことと進めておる次第

でございます。

○野田(卯)委員 いま一応の御説明がござい

ましたが、この資力、信用の点は、立法のときもな

かなかむずかしい問題だったのです。議員提案で

ございまして、いろいろと論議されたのですが、

これを客観的な基準にしますと、実際これを適用

する場合に困つてしまうようなことが起こりまし

たり、なかなかむずかしい。だから、この免許基

準の中に入らなかつたといういきさつがあるので

す。しかしながら、実際問題としては、資力や信

用のないものに許したらたいへんなことになる

過去において重大な過失がないにいたしまして

も、資力、信用のないものに許せば、将来どんな

す。さればと云つて業態がいろいろ違つてゐるのに一律にやるということも問題がある。しかも業態ごとの免許ということも問題がある。いろいろ考へ合わせますと、おっしゃられるようなこういう営業保証金のものを損害補償制度的なものに切りかえるということが考えられないかという御意見もあるかと存じます。これらにつきましては確かに一つの考へ方でございますが、問題点といたしましては、一体取引事故がどれくらいあるのか。あるいは取引事故率というふうなもの把握とかいうふうな問題等につきまして、いろいろ検討する必要があります。業界とかあるいは社団法人の損害補償協会というところでの検討についての検討を行なつております。これらの検討の結果を待ちまして、さらに宅地審議会等の議も経まして、検討を進めてまいりたい、かように考へておる次第でございます。

○野田(卯)委員 いま建設当局で各方面の知識を動員していろいろと案を練つておられるということでございますが、どうかその線をぜひとも進めていただきたい。現行の制度というのは一番古い制度で、現在の実情に合いません。だからこれを根本的に改定する案をぜひつくつて、ひとつ実行に移すようにしていただきたいということを切望するものであります。

その次に、この法律ができてから数回の改正をいたしておりますが、そのたびごとに業者の負担あるいは制約というものがだんだん重加されてきています。いま営業保証金の話が加まされたが、営業保証金もそうですが、同時に取引主任者を置かなければならない。取引主任者は国家試験を通らなければならぬとか、いろいろな意味における制約が加わつてきております。

今度の法律改正の内容は、もうすでに皆さん御承知のとおりでございますが、私は今度の改正まことにけっこうなことだと思います。御承知のように、誇大広告の禁止であるとか、取引態様の明示義務だとか、重要事項の説明をしるるか、契約書

の交付だとか、手付貸し付けの禁止だとか、いろんなことが規定してありまして、これは私は賛成なんです。賛成ですが、こういうふうなたぐさんの義務あるいは負担を課せられるのが免許を受けた業者なんです。建設省の監督下に立つ業者だけがこういう規制をどうも加へられていくわけなんです。そこで、私が特にこの際建設大臣にお願したいことは、正規のレギュラーな業者に対してはいろいろな義務がほとんど加へられていない。ところが問題なのは、許可を受けずにやみでやつてやつてゐるものが何らの制約を受けていない、何らの負担も負わないうで、どしどし取引をしてゐる実例が山ほどあるわけなんです。そこで、そういうふうなやみの業者を取り締まってくれということと警察や検察当局に申し出てなかなか徹底しない。県やその他でもなかなかやつてもらえないのです。そうすると、われわれが法律を整備して正規の業者だけぐつと縛つてゐる。ところが反面には、それらに何も縛られない、かつてはうだうだいてゐるところのやみ業者というものがはびこつていく。そして商売がそつちに流れるというふうな現象を生じてゐるわけなんです。そこで私は、法律でもって正規の業者に対する制限を加へれば加へるほど、やはり行政当局としてはやみ業者に対する徹底的な弾圧、これを絶滅するためにあらゆる方法を講ずるといふことが、行政当局の責任として当然に出てくると思つております。これはぜひ今までもお願いしておりますけれども、実効があつておりません。そこで、この点についてはどうしても建設当局が中心にならねばならず、あらゆる手段を考へ出されて、県とも連絡をとり検察当局とも連絡をとらねば、徹底した措置に出ていただきたい。これについて建設大臣の御意見を承りたい。

○西村国務大臣 最近、宅地の問題が非常に問題です。従来からも問題があつた。しかし登録制度がいけないということよりやく免許制度になつたわけなんです。そこでこの問題、私も役所に参りま

してからいろいろ聞いてみますと、やはりどうも納得いかないところがたくさんあるのです。一応国会の答弁はしますけれども、実情はなかなかよくわかつてない。現実にいれお話しするようなことがあるわけなんです。取り締まりができない。しかし法律の番は建設大臣がやらなければならぬというところなんです。私は実際は気をもんでおる。したがうましてこの法律の中でも、営業してはならないとか、しかもそれにちゃんと罰則もきめてあつて行なわれるということなんです。これはやはり公式にはそれは取り締まる、こう言う以外にはありません。その方法として、やはり正規なレギュラーな業者が強固な協会をつくつていただく。しかもそれがばらばらでなしに、やはりプロク別や東北なら東北、関東なら関東、県は県でもってちゃんとなつくり、そしてあと中央でちゃんとした協会があるというふうな、自主防衛の方法をもう少し講ずべきじゃないだろうか。実際、宅地の営業をするということの取り締まりができない原因というものは、あつせんをするということの定義というものがこれまた非常にむずかしいことになつて、わけのわからぬふうなことになるので、私がある人の世話をしてやつた、それは一回ならいいとか二回ならいいとか言つてゐるが、それらのことがたびたび行なわれるものだから、何か隠れてやる業者があるかからぬと思ふために、どこだけやみ業者があるかわからぬと思ひまして、一体建設大臣が取り締まるというのだからどうするのだから、かように考へたのでございまして、私はやっぱり、レギュラーな業者がちゃんと協会を県別につくつていただいて、そうしてそれを建設省がちゃんと指導して、その業界に入らぬ者は免許も与へぬ、こういうふうなきびしい方法でいって、一方の県別の取り締まりは法律でやりますからそれは警察官が法律に基づいて取り締まるけれども、それ以外の自主的な防衛といふか、取り締まりといふか、やはりしていかなければならぬのじゃないか、しるうとなが

らそう考へておるわけでございますが、ひとつ野田さんはそのほうの専門家でございましてから御指導をお願いしたい、かように思つた次第でございます。

○野田(卯)委員 大臣がこの方面に対して非常に深い認識をお持ちになつて、また本筋の考へ方をしておつてくださつて、たいへんに私質問者として満足するわけなんです。いまおっしゃいましたように取り締まりをするといひましても、現在取り締まりに当たる役人の数が制限されてゐるわけなんです。全国にわたつて何人いるかということになる。しかし業者の数は非常に多いし、取引は無数に行なわれる。なかなかやろうと思つてもむずかしいわけなんです。そこでその欠陥を補うために、まじめな業者の集まりの業者団体をつくりまして業者団体がその取り締まり当局と協力、タイアップしていきという構想でいままでもわれわれ努力してきてゐるわけなんです。この前の法改正のときに二十二条の三という規定を設けてまして、ここで宅地建物取引業協会を各県に一つずつ、それからその連合体として全国に一つの宅地建物取引業協会連合体、こういうものをつくることに法律で明定されてゐるわけなんです。その協会並びに連合会の目的等につきましては第三項に「宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合体は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。」と書いてある。その次の第四項に「建設大臣は、宅地建物取引業協会連合体に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に

関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができ、この第三項、第四項は非常に意味があるわけでございます。建設大臣は、自分の直接の配下だけではとても手が回らぬからしっかりとした団体をつくらして、しっかりとした団体に対して、おまえこうせい、ああせい、これはどうだとこれを動員をしてその全力を活用される

らそう考へておるわけでございますが、ひとつ野田さんはそのほうの専門家でございましてから御指導をお願いしたい、かように思つた次第でございます。

○野田(卯)委員 大臣がこの方面に対して非常に深い認識をお持ちになつて、また本筋の考へ方をしておつてくださつて、たいへんに私質問者として満足するわけなんです。いまおっしゃいましたように取り締まりをするといひましても、現在取り締まりに当たる役人の数が制限されてゐるわけなんです。全国にわたつて何人いるかということになる。しかし業者の数は非常に多いし、取引は無数に行なわれる。なかなかやろうと思つてもむずかしいわけなんです。そこでその欠陥を補うために、まじめな業者の集まりの業者団体をつくりまして業者団体がその取り締まり当局と協力、タイアップしていきという構想でいままでもわれわれ努力してきてゐるわけなんです。この前の法改正のときに二十二条の三という規定を設けてまして、ここで宅地建物取引業協会を各県に一つずつ、それからその連合体として全国に一つの宅地建物取引業協会連合体、こういうものをつくることに法律で明定されてゐるわけなんです。その協会並びに連合会の目的等につきましては第三項に「宅地建物取引業協会及び宅地建物取引業協会連合体は、宅地建物取引業の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。」と書いてある。その次の第四項に「建設大臣は、宅地建物取引業協会連合体に対して、都道府県知事は、宅地建物取引業協会に対して、宅地建物取引業の適正な運営を確保し、又は宅地建物取引業の健全な発達を図るため、必要な事項に

関して報告を求め、又は必要な指導、助言及び勧告をすることができ、この第三項、第四項は非常に意味があるわけでございます。建設大臣は、自分の直接の配下だけではとても手が回らぬからしっかりとした団体をつくらして、しっかりとした団体に対して、おまえこうせい、ああせい、これはどうだとこれを動員をしてその全力を活用される

という仕組みになっているわけですが、ところで、この取引業協会並びに取引業協会連合会というのはことしの四月以降にできることになっているわけです。いま続々できつつありまして、全国組織であるところの連合会も近く生まれようとしてい。ようやく西村大臣の時代になってこれが生まれてくるわけですが、そこでこういう目的を持った団体ですから、これを非常に力強く育成していただきたいと思うのです。いまもうすでにこのメンバーに入っておる者が二万とか三万とかいってありますが、いま何万でしょうか、あとでお聞かせ願いたい、これは非常な数で、私は全員がこれに入るようにという気持ちでこういう問題を推進してきたんですが、まだ全員入っておりません。全員が入れば、それが建設大臣の意図を受けて正しい取引をやる、こういうことになる、いまの取り締まりというものが非常に徹底する。特に、業者というのはジャの道はへびで、お役人でわからぬことでも業者筋でよくわかるし、特に自分たちの商売のかたきです。自分たちの商売を乱すやうだからそいつに対しては非常に神経が敏感なんです。みなデータを持ってきて、自分たちでやることは自分たちでやる。自分たちの手に負えないことは官庁に持ち出す、警察に持ち出す、建設省に持ち出す、こういうことに提携していきま、初めに業界の肅正というものが可能じゃないか、かように考えられるわけですが、ですから私は、できれば全部の者が免許を受けて、仕事をやる者は全部これに加えるんだという制度になりますとこれが徹底すると思う。この方面のことが考えられないかというふうに思われます。それに対する御答弁を……。

〔廣瀬(正)委員長代理退席、委員長着席〕

○志村政府委員 たいだいま先生御指摘のように、最近の状況では三十都府県で地方の協会が成立いたしました。二、三を除きまして、大部分の府県におきましてもただいま申請中でございます。また全国をカバーする連合会につきましても来月くらいにめどがつく、かように思っております。

す。私どももいたしましても、先ほど大臣からお話ございましたように各地に団体が結成されて、全体がカバーされるような団体がつくられるのが望ましい。その点につきましても私どももいたしましても指導いたしておるわけですが、ただこれらの団体に入らない限りは仕事ができな、いわゆる強制加入と申しますか、弁護士会等が行なっております強制加入で妥当かいかという点につきましてもはかねてからの問題でございます。したので、宅地審議会における議論におきましてもたいへん重要な問題といたしまして教次議論をかかわしたわけですが、現在の段階におきましては強制加入という問題は適当でない、なるべくたくさんの方が入るといことは望ましいことであるが、強制加入というようなことは現在の段階においては適当でない、団体を結成して、団体の方々が相互にチェックし合って指導連絡というふうなことで業界の資質の向上をはかることはけっこうであるというふうな結論でございました。私どももいたしましては、現在のところはさような方向に進めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○野田(卯)委員 いまの段階ですぐ全員を強制加入させるということについてはまだ検討の余地があるという当局のお考えのようですが、それも一つの見方だと思えますけれども、ほとんど全部に近いものが入って、そして協力体制がとれるように今後も行政指導が非常に望まれる次第であります。

それから、その協力体制の一つといたしまして、先ほどちょっと触れましたが、免許基準の問題。資力、信用などにつきましてはその団体がしっかりできればその団体の意見を聞いて参考にします。何といつても全国に何万人というものがおりましてきておる団体でありまして、ジャの道はへびで全部知っておりますから、したがって免許される場合にそれについていろいろ疑問の点を聞かれれば、相当リアルな、信頼すべき意見が出てくると思う。そこで行政の適正を期するた

め、なまかな意見を業者に聞いてかえって行政が乱れるのではないかとということがありますが、業界によってはそういうことがあるかもしれませぬが、いまの業界をうまく指導されま、と、そういう心配はないわけでありまして、幾らでもそういう乱れない方法がありますから、どうかそういう方法を講じつつ業界の真摯な協力というのを求め、そして免許も適正に行なわれるということにぜひしていただきたい。それが業界のためでもあるし、建設省の威信のためにもなる、かように考えますので、その点に対する答弁を……。

○志村政府委員 業界がお互いの資質の向上等に努力いたしまして、メンバーである業者が非常に信用すべきりっぱなものに成長していくということとはまことに望ましいこととあります。そのような方法で私どもも指導と申しますか、ともども進んでまいりたいと思っております。免許といったような行政行為につきま、かような民間団体の意見を聞く、これを制度的に考えるという、これはいろいろ弊害もございしますので問題かと存じます。私どもはもういたしましては、先ほど申し上げましたように、免許の基準にございませうな不正不当な行為のあったものは必ず処分する。処分されたものは免許は受けられないというふうな方向で今後とも進めてまいりたいと思っております。調査の一助といたしまして、業界から意見を聞くということも場合によっては考えられないことはないというふうに存じます。

○野田(卯)委員 最後に、これは私、質問でなしにむしろ希望でございませぬが、西村建設大臣、不動産の取引業あるいはその他の不動産関係のいろいろな業務に関して、今日非常に重要性が増してきておりました。また、これがへたをすれば社会的にもいろいろな害毒を流して、無辜の人々を非常に悲しい目にあわせることになりま、国民生活の安定を害することになりますから、この行政というものは建設省の行政の中でも、きわめてむずかしい問題であり、きわめて大切なものであると思っております。したがって、今後この業界が健全に運営されて、そうして業界がなっている使命が十分果たせま、と、どうか高いお立場から御好意ある強力な御指導をひとつ賜わりま、ように切にお願い申し上げて終わります。

○西村國務大臣 非常に大事な業者でございませぬ、私もあまりよく通曉しておりませぬけれども、建設省としては監督の責任がありますので、やはり十分その業界の健全な育成のために努力したい、かように考える次第でございます。

○野田(卯)委員 ありがとうございます。終わります。

○森下委員長 本日はこの程度にとどめ、来たる十九日水曜日午前十時より理事会、十時半より委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

建設委員会議録第二十一号中正誤

九	少	段	行	誤	正
〇	二	九	末	操作	操作
〇	二	九	末	ですよ	ですよ
〇	二	九	末	河川は	河川に
〇	二	九	末	危険	危険
〇	二	九	末	いるいな	いるような
〇	二	九	末	不流	下流

